

# 対象組織の範囲・例外措置（1/3）

- 「子ども・子育て支援法による給付を受けるすべての施設」を対象とすることが原則であるものの、小規模事業者への配慮は重要である。
- 収益を基準に対象外組織を決定する場合、一定の定員数に満たない施設が一律に対象外となる可能性があり（施設の収益は公定価格に基づく運営費補助が大半を占め、収益規模 定員規模となるため）、その妥当性については慎重な議論を要する。
- 収益以外の基準として、「設置主体の形態」、あるいは「施設の形態」に着目することが一例として考えられるが、その他のオプションについても検討する必要がある。

設置主体の形態、及び施設の形態の分布

区分	設置主体	保育所	構成比	地域型保育事業所				合計	構成比
				小規模 保育事業所	家庭的 保育事業所	居宅訪問型 保育事業所	事業所内 保育事業所		
公立		7,204	31.7%	111	55	0	26	192	2.7%
私立	社会福祉法人	11,450	50.4%	988	27	2	176	1,193	16.5%
	医療法人	17	0.1%	24	0	0	139	163	2.2%
	公益法人・日赤	39	0.2%	8	0	0	13	21	0.3%
	営利法人（会社）	3,011	13.3%	2,966	44	7	230	3,247	44.8%
	その他の法人	899	4.0%	1,224	38	3	63	1,328	18.3%
	その他	100	0.4%	406	688	1	6	1,101	15.2%
私立合計		15,516	68.3%	5,616	797	13	627	7,053	97.3%
合計		22,720	100.0%	5,727	852	13	653	7,245	100.0%

幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園は保育所にカウントせず

出展：「令和3年社会福祉施設等調査」より事務局にて作成

区分	設置主体	幼稚園	構成比	認定こども園				合計	構成比
				幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型		
公立		2,804	36.2%	912	97	403	2	1,414	15.3%
私立	社会福祉法人	0	0.0%	3,720	1	771	3	4,495	48.8%
	学校法人	4,390	56.7%	1,838	1,188	24	2	3,052	33.1%
	宗教法人	272	3.5%	1	8	26	3	38	0.4%
	営利法人	0	0.0%	0	0	78	42	120	1.3%
	その他法人	4	0.1%	2	0	45	28	75	0.8%
	個人	271	3.5%	2	13	7	4	26	0.3%
私立合計		4,937	63.8%	5,563	1,210	951	82	7,806	84.7%
合計		7,741	100.0%	6,475	1,307	1,354	84	9,220	100.0%

分園はカウントせず

出展：「令和4年度学校基本調査」より事務局にて作成

## 対象組織の範囲・例外措置（2/3）

小規模事業者への配慮の観点では、対象組織から除外する以外に、情報項目に差異を設ける等の例外措置の適用も考えられる。

例外措置として考える事項

例外措置の内容	期待される効果
制度の適用時期を延期する。	他の組織よりも制度の適用を遅らせることで、内部体制の整備を十分に行える。また、すでに制度が適用された組織の先行事例を参考にすることもできるため、適用初年度においてもスムーズな対応が期待される。
報告期限を延長する。	小規模組織においては、経理事務を担う人員が十分に確保されておらず、報告までに時間を要することが想定される。この状況に配慮した措置を行うことで、小規模組織に対する制度の実効性を担保することができる。
報告対象項目を限定する。	「特に重要性の高いものに限定し、報告を求める」「簡易フォーマットでの報告を許容する」等の措置により、小規模事業者の事務負担に配慮しつつ、組織規模に関わらず重要と考えられる情報の網羅的な収集が可能となる。
報告頻度を減らす。	小規模事業者については毎年度ではなく、隔年での報告とするなどの措置も、事務負担を軽減する上で効果的と考えられる。政策見直しのサイクル等に合わせて頻度を適切に調整することができれば、情報ニーズとのバランスもとることができる。
報告は求めつつ、公表は行わない。	個々の施設又は事業所情報を公表する場合において、小規模事業者の情報は個人情報に類推できるような秘匿性の高い情報が含まれるリスクが、他の組織よりも大きい。報告義務を課すが行政機関による公表を行わない取扱いとすることで、このリスクを低減することができる。

# 対象組織の範囲・例外措置（3/3）

（参考）医療・介護分野の状況

医療分野		介護分野	
事業報告書等（現行制度）	医療法人の経営情報（新たな制度）	介護サービス情報（現行制度）	介護サービス事業者の経営情報（新たな制度）
（対象組織） 全ての医療法人	（対象組織） 一定の規模以上の医療法人 1 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置が適用されている法人は「報告対象外」とすることを想定。 2 病院と診療所で必須とする情報項目の差異を設けることを想定。	（対象組織） 全ての介護サービス事業者 既存事業者は年間の介護報酬が100万円を超える者のみ	（対象組織） 一定の規模以上の介護サービス事業者 医療分野の検討状況や、現行制度での運用等を踏まえて検討することを想定。

## 🔍 医療・介護分野における届出・報告対象の整理

- 医療・介護分野の双方において、収益を基準として一定規模に満たない組織を「報告対象外」として整理している。
- 医療分野では、情報項目に差異を設けることで小規模事業者に配慮する方法も検討されている。